

公益財団法人日本サッカー協会 基本規程

第1章 総則

第1条〔目的〕	P. 1
第2条〔国際サッカー連盟等への加盟〕	P. 1
第3条〔遵守義務〕	P. 1

第2章 組織

第1節 役員等

第4条〔役員の設置〕	P. 2
第5条〔地域を代表する理事〕	P. 2
第6条〔役員を選任〕	P. 2
第7条〔理事の職務及び権限〕	P. 2
第8条〔監事の職務及び権限〕	P. 2
第9条〔役員の任期及び定年制〕	P. 2
第10条〔役員解任〕	P. 3
第11条〔役員報酬等〕	P. 3
第12条〔取引の制限〕	P. 3
第13条〔責任の免除又は限定〕	P. 3
第14条〔特任理事〕	P. 3
第15条〔名誉役員〕	P. 4

第2節 理事会

第16条〔構成〕	P. 4
第17条〔理事会の開催〕	P. 4
第18条〔権限〕	P. 4
第19条〔理事会の招集及び議長〕	P. 4
第20条〔決議〕	P. 4
第21条〔理事の議決権〕	P. 4
第22条〔議事録〕	P. 4

第3節 常務理事会

第23条〔常務理事会の構成及び権限〕	P. 5
第24条〔常務理事会の開催及び定足数等〕	P. 5

第4節 評議員及び評議員会

第25条〔評議員の推薦〕	P. 5
第26条〔評議員の選出〕	P. 5
第27条〔評議員の選任及び解任〕	P. 5
第28条〔評議員の任期〕	P. 6
第29条〔評議員の報酬等〕	P. 6
第30条〔評議員会の権限〕	P. 6
第31条〔評議員会の開催〕	P. 7
第32条〔評議員会の招集及び議長〕	P. 7
第33条〔決議〕	P. 7
第34条〔評議員の議決権〕	P. 7
第35条〔議事録〕	P. 7

第5節 裁定委員会

第36条〔裁定委員会の設置〕	P. 8
第37条〔組織及び委員〕	P. 8
第38条〔委員の任期〕	P. 8
第39条〔委員長・招集・議長〕	P. 8
第40条〔所管事項〕	P. 8
第41条〔事務局〕	P. 9
第42条〔裁定委員会規程〕	P. 9

第6節 専門委員会

第43条〔専門委員会の設置〕	P. 9
第44条〔組織及び委員〕	P. 9
第45条〔委員の任期〕	P. 9
第46条〔招集・議長〕	P. 9
第47条〔所管事項〕	P. 9
第48条〔委員長の権限〕	P. 10
第49条〔事務局との連携〕	P. 10
第50条〔部会及び分科会〕	P. 10
第51条〔有給専門職〕	P. 10
第52条〔細則の制定〕	P. 10
別表1〔専門委員会の所管事項〕	P. 11

第7節 事務局

第53条〔総則〕	P. 13
第54条〔事務局に関する規程〕	P. 13

第3章 所属団体

第1節 総則

第55条〔定義〕	P. 14
----------	-------

第2節 加盟チーム

第56条〔種別〕	P. 14
第57条〔加盟登録〕	P. 15
第58条〔加盟登録の手続き〕	P. 15
第59条〔加盟チームの権利及び義務〕	P. 15
第60条〔代表チームへの参加義務〕	P. 16
第61条〔加盟チームに対する制裁〕	P. 16

第3節 都道府県サッカー協会

第62条〔権限〕	P. 16
第63条〔組織〕	P. 16
第64条〔評議員の推薦〕	P. 16
第65条〔全国専務理事会議〕	P. 17
第66条〔届出義務〕	P. 17
第67条〔登録料（分担金）〕	P. 17

第4節 地域サッカー協会

第68条〔権限〕	P. 18
第69条〔経費の分担〕	P. 18
第70条〔届出義務〕	P. 18

第5節 各種の連盟

第71条〔各種の連盟〕	P. 18
-------------	-------

第6節 Jリーグ

第72条〔Jリーグの設置〕	P. 18
第73条〔Jリーグに関する特則〕	P. 19
第74条〔Jクラブの株主〕	P. 19

第7節 準加盟チーム

第75条〔準加盟チーム〕	P. 19
第76条〔外国籍扱いしない選手〕	P. 19
第77条〔加盟登録〕	P. 19
第78条〔出場資格〕	P. 19
第79条〔権利及び義務〕	P. 19

第4章 登録

第1節 総則

第81条〔選手登録〕	P. 21
第82条〔重複登録の禁止〕	P. 21
第83条〔登録区分〕	P. 21
第84条〔アマチュア選手〕	P. 21
第85条〔プロ選手〕	P. 21
第86条〔プロ選手契約の原則〕	P. 21
第87条〔プロ選手契約における特別規定〕	P. 21
第88条〔選手エージェント等〕	P. 22

第2節 登録手続き

第89条〔選手登録の方法〕	P. 22
第90条〔登録有効期間〕	P. 22
第91条〔シーズン〕	P. 22
第92条〔登録ウインドー〕	P. 23
第93条〔登録情報の管理（選手パスポート）〕	P. 23
第94条〔登録区分変更〕	P. 23
第95条〔登録区分変更の認定〕	P. 23
第96条〔外国籍の選手〕	P. 23

第5章 移籍

第1節 総則

第97条〔目的〕	P. 24
第98条〔移籍の定義〕	P. 24
第99条〔移籍の手続き〕	P. 24
第100条〔公式試合への出場資格〕	P. 24
第101条〔外国への移籍〕	P. 24
第102条〔規程違反〕	P. 24
第103条〔移籍に関する異議等〕	P. 24

第2節 移籍の手続き

第104条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕	P. 25
第105条〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕	P. 25
第106条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕	P. 25
第107条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕	P. 25
第108条〔プロ選手の期限付移籍〕	P. 25

第109条〔外国籍選手等の移籍〕	P. 25
------------------	-------

第3節 トレーニング費用

第110条〔適用〕	P. 26
第111条〔トレーニング費用の金額〕	P. 26
第112条〔支払方法〕	P. 26

第6章 競技

第1節 総則

第113条〔目的〕	P. 27
第114条〔定義〕	P. 27
第115条〔競技会の主催〕	P. 27
第116条〔競技会の名称の制限〕	P. 28
第117条〔主管の委託〕	P. 28
第118条〔アマチュア選手の賞品〕	P. 28
第119条〔地域競技会等〕	P. 28
第120条〔処分〕	P. 28

第2節 国内競技会

第121条〔開催の申請〕	P. 29
第122条〔開催承認の条件〕	P. 29
第123条〔各種連盟・加盟チームによる開催〕	P. 29
第124条〔収支の調整〕	P. 30
第125条〔予算及び決算〕	P. 30
第126条〔決算の修正〕	P. 30
第127条〔報告義務〕	P. 30
第128条〔協会納付金〕	P. 30
第129条〔主催・共同主催・後援〕	P. 30

第3節 国際競技会

第130条〔総則〕	P. 30
第131条〔本協会の専属権限〕	P. 30
第132条〔国際競技会の開催の制限〕	P. 31
第133条〔本協会以外の団体による国際競技会〕	P. 31
第134条〔海外における競技〕	P. 31

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

第135条〔目的〕	P. 31
第136条〔主催〕	P. 31
第137条〔実施要項〕	P. 31

第7章 審判

第1節 総則

第138条〔目的〕	P. 32
第139条〔本協会の統制〕	P. 32
第140条〔公式試合のサッカー審判員及びフットサル審判員、 サッカー審判指導者及びフットサル審判指導者〕	P. 32

第2節 審判員の資格

第141条〔資格の種類〕	P. 32
第142条〔技能の区分〕	P. 32
第143条〔資格の認定〕	P. 33
第144条〔資格の認定期間〕	P. 34
第145条〔資格認定における除外事由〕	P. 34

第3節 審判員の登録

第146条〔資格の新規登録〕	P. 34
第147条〔資格の更新〕	P. 34
第148条〔登録料〕	P. 34
第149条〔届出〕	P. 35

第4節 審判員の義務

第150条〔義務〕	P. 35
第151条〔服装等〕	P. 35

第5節 審判員の養成

第152条〔審判講習会〕	P. 35
--------------	-------

第6節 審判指導者の資格

第153条〔資格の種類〕	P. 35
第154条〔技能の区分〕	P. 36
第155条〔資格の認定〕	P. 36
第156条〔資格の認定期間〕	P. 37
第157条〔資格認定における除外理由〕	P. 37
第158条〔定年による引退〕	P. 37

第7節 審判指導者の登録

第159条〔資格の新規登録〕	P. 37
第160条〔資格の更新〕	P. 37
第161条〔登録料〕	P. 37
第162条〔届出〕	P. 38

第8節 審判指導者の義務

第163条〔義務〕	P. 38
-----------	-------

第9節 審判指導者の養成

第164条〔審判指導者講習会〕	P. 38
-----------------	-------

第10節 審判員及び審判指導者の表彰並びに処分

第165条〔表彰〕	P. 38
第166条〔処分〕	P. 38

第11節 審判員及び審判指導者の旅費等

第167条〔旅費〕	P. 39
第168条〔旅費の費目〕	P. 39
第169条〔旅費の計算方法等〕	P. 39
第170条〔日当〕	P. 39
第171条〔手当〕	P. 39
第172条〔国内で行われる国際試合の手当〕	P. 39
第173条〔大会等の規定の優先適用〕	P. 39
第174条〔協議〕	P. 39

第8章 指導者

第175条〔指導者の養成〕	P. 40
第176条〔指導者ライセンスの種類〕	P. 40
第177条〔ライセンス保有者の登録義務〕	P. 40
第178条〔ライセンス保有者の設置義務〕	P. 40
第179条〔参加義務〕	P. 40
第180条〔講習会の実施〕	P. 40

第9章 事業

第1節 総則

第181条〔事業の実施〕	P. 41
第182条〔テレビ、ラジオ、インターネット 及びモバイル放送権〕	P. 41
第183条〔その他の事業〕	P. 41

第2節 商品化

第184条〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕	P. 41
第185条〔商品化における肖像等の使用〕	P. 41
第186条〔商品化による収益〕	P. 42

第3節 日本代表チームの肖像等

第187条〔肖像等の帰属〕	P. 42
第188条〔肖像等の使用〕	P. 42

第4節 施設及び用具

第189条〔施設・用具の調査研究〕	P. 42
第190条〔施設・用具の認定〕	P. 42

第10章 会旗及び標章

第191条〔会旗〕	P. 43
第192条〔標章〕	P. 43
第193条〔会旗の使用〕	P. 43
第194条〔会旗・標章の使用制限〕	P. 43

第11章 表彰

第195条〔表彰〕	P. 44
第196条〔対象者〕	P. 44
第197条〔表彰事由〕	P. 44
第198条〔表彰の方法〕	P. 44
第199条〔表彰者の決定〕	P. 44
第200条〔表彰の時期〕	P. 44

第12章 懲罰

第1節 総則

第201条〔懲罰の対象者〕	P. 45
第202条〔懲罰の種類〕	P. 45
第203条〔無期限の懲罰の解除〕	P. 46
第204条〔選手等に対する罰金〕	P. 46
第205条〔共犯等〕	P. 47
第206条〔役員及び監督等の加重〕	P. 47
第207条〔両罰規定〕	P. 47
第208条〔罰金の合算〕	P. 47

第209条〔違反行為の重複による加重〕	P. 47
第210条〔情状による軽減〕	P. 47

第2節 調査及び審議の手続き

第211条〔調査及び審議の手続〕	P. 47
第212条〔所管事項〕	P. 47
第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕	P. 47
第214条〔裁定委員会の手続の開始〕	P. 48
第215条〔手続の非公開〕	P. 48
第216条〔聴聞〕	P. 48
第217条〔言語〕	P. 48
第218条〔代理人〕	P. 48
第219条〔証拠の評価〕	P. 48
第220条〔議決〕	P. 48
第221条〔懲罰案の作成〕	P. 49
第222条〔裁定委員会の懲罰案の尊重〕	P. 49
第223条〔理事会の決定の最終的拘束力〕	P. 49
第224条〔再審査請求〕	P. 49

第3節 競技及び競技会における違反行為

第225条〔競技及び競技会における違反行為〕	P. 49
第226条〔国外の競技会における違反行為〕	P. 49
第227条〔公式競技会における懲罰〕	P. 49
第228条〔主審の下す懲罰〕	P. 49
第229条〔警告〕	P. 50
第230条〔退場・退席〕	P. 50
第231条〔その他の違反行為〕	P. 50
第232条〔出場停止処分を繰り返した場合〕	P. 50
第233条〔懲罰基準の運用細則〕	P. 50

第4節 その他の違反行為

第234条〔裁定委員会の調査・審議〕	P. 50
第235条〔違反行為〕	P. 50
〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準	P. 51
〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則	P. 55

第13章 スポーツ仲裁裁判所（CAS）

第236条〔スポーツ仲裁裁判所（CAS）〕	P. 62
第237条〔CASの管轄〕	P. 62

第 1 4 章 ドーピングの禁止

第 2 3 8 条 [ドーピングの禁止]	P. 63
第 2 3 9 条 [公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 (J A D A)]	P. 63

第 1 5 章 改正

第 2 4 0 条 [改 正]	P. 64
-----------------	-------

第 1 6 章 附則

第 2 4 1 条 [施 行]	P. 65
-----------------	-------

第1章 総則

〔目的〕

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

〔国際サッカー連盟等への加盟〕

第2条 本協会は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟（Fédération Internationale de Football Association、以下「FIFA」という）、アジアサッカー連盟（Asian Football Confederation、以下「AFC」という）及び東アジアサッカー連盟（East Asian Football Federation、以下「EAFF」という）に加盟する。

〔遵守義務〕

- 第3条 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）は、本規程及びこれに付随する諸規程並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。
2. 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会及びFIFAの許可なしには、本協会以外の他国の各国サッカー協会に加盟することはできず、また、他国の各国サッカー協会の所轄におけるその主催試合及び競技会に参加することはできない。
 3. 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）は、FIFA又はAFCによって正式に定められかつ本協会並びにこれらの団体及び個人が服すべきとされた国際カレンダー並びに国際試合又は国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
 4. 人種、性、言語、宗教、政治又はその他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程及びその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。

第2章 組織

第1節 役員等

〔役員の設定〕

第4条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事：日本国籍を有するFIFA理事を含む20名以上30名以内
 - (2) 監事：3名以内（いずれも、本協会の理事若しくは職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない）
2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
 3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とする。
 4. 第2項の副会長及び専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 5. 第2項の常務理事のうち理事会の決議によって選定された若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。

〔地域を代表する理事〕

第5条 前条の理事中には、本規程第55条〔定義〕第3号に定める地域サッカー協会の推薦による者9名（9地域ごとに各1名とする）が含まれていなければならない。

〔役員を選任〕

第6条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

〔理事の職務及び権限〕

第7条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
3. 会長、業務執行理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
4. 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

〔監事の職務及び権限〕

第8条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

〔役員任期及び定年制〕

第9条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

- 時評議員会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事又は監事は、第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 5. 役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、その他の役員は満65歳未満でなければならない。ただし、FIFA理事においてはこの限りではない。

〔役員解任〕

- 第10条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

〔役員報酬等〕

- 第11条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

〔取引の制限〕

- 第12条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

〔責任の免除又は限定〕

- 第13条 本協会は、役員「法人法」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

〔特任理事〕

- 第14条 本協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、特別な任務を有する特任理事若干名を置くことができる。
2. 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。
 3. 特任理事は、その就任時に、満65歳未満でなければならない。ただし、その

就任時に満65歳以上であっても、1任期に限り就任が認められる。

〔名誉役員〕

第15条 本協会に名誉役員若干名を置くことができる。

2. 名誉役員は、名誉総裁、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与とする。
3. 顧問は、最高顧問及び顧問の2区分とする。
4. 名誉役員は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
5. 名誉会長、名誉副会長及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

第2節 理事会

〔構成〕

第16条 理事会は、第4条〔役員〕第1項の理事及び監事をもって構成する。

〔理事会の開催〕

第17条 理事会は、原則として毎月1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

〔権限〕

第18条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

〔理事会の招集及び議長〕

第19条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

〔決議〕

第20条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、「法人法」第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

〔理事の議決権〕

第21条 各理事は、理事会における一議決権を有する。

2. 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

〔議事録〕

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。

第3節 常務理事会

〔常務理事会の構成及び権限〕

第23条 常務理事会は、会長、業務執行理事及び常務理事で構成する。なお、会長は案件ごとに、常務理事以外の理事又は特任理事、その他の者を常務理事会に出席させることができるものとするが、それらの者は議決権を有しない。

2. 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる次の各号の案件について審議する機関として、常務理事会を設置する。

- (1) 日本代表チームに関する案件
- (2) 事業に関する案件
- (3) F I F A又は外国サッカー協会等に関する国際的案件
- (4) 前各号のほか、会長及び業務執行理事が常務理事会に付議すべきと判断した案件

〔常務理事会の開催及び定足数等〕

第24条 常務理事会は、会長が招集して原則として毎月1回開催し、会長が議長となる。

ただし、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がこれにあたる。

2. 常務理事会は常務理事会構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3. 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4節 評議員及び評議員会

〔評議員の推薦〕

第25条 各都道府県サッカー協会は、各1名の評議員を評議員会に推薦する。

2. 前項の都道府県サッカー協会が推薦する評議員各1名は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、副会長又は専務理事の職にあるものとする。

3. 評議員は、役員を兼ねることはできない。

4. 評議員は、その就任時に、原則として満65歳未満でなければならない。

〔評議員の選出〕

第26条 本協会に、評議員47名以上60名以内を置く。

〔評議員の選任及び解任〕

第27条 評議員の選任及び解任は、「法人法」第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該評議員の使用人
 - ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
 - ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ① 理事
 - ② 使用人
 - ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

〔評議員の任期〕

- 第28条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3. 評議員は、本協会定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

〔評議員の報酬等〕

- 第29条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

〔評議員会の権限〕

- 第30条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは本規程で定められた事項

〔評議員会の開催〕

第31条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

〔評議員会の招集及び議長〕

第32条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

〔決議〕

第33条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第4条〔役員の設置〕に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 理事、監事、特任理事及び各専門委員会の委員長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

〔評議員の議決権〕

第34条 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

2. 出席評議員のみが議決権を行使ことができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

〔議事録〕

第35条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印する。

第5節 裁定委員会

〔裁定委員会の設置〕

第36条 本規程及びこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に対する違反行為（競技及び競技会に関するものを除く）について調査、審議及び懲罰案の理事会への提出並びに本規程等に関連する紛争の和解あっせんを行うため、裁定委員会を設置する。

〔組織及び委員〕

第37条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるもののうちから、理事会の承認を経て会長が任命する。
3. 委員は、本協会の理事、事務局職員及び47都道府県サッカー協会の役職員を兼ねることができない。
4. 委員は非常勤とする。

〔委員の任期〕

第38条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

〔委員長・招集・議長〕

第39条 委員長は委員が互選する。

2. 裁定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
3. 裁定委員会は、2名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、また議決をすることができない。
4. 裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
5. 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

〔所管事項〕

第40条 本規程等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関連する違反行為（本規程第12章第3節）に対する懲罰については、規律委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。

2. 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為（本規程第14章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
3. 本規程等に対する違反行為のうち、第1項及び第2項を除く違反行為（本規程第12章第4節）に対する懲罰については、裁定委員会の調査及び審議を経て、理事会が決定する。ただし、Jリーグにおける違反行為に関してはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
4. 本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立に基づき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。
 - (1) 契約、所属及び移籍に関する紛争

(2) 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争

〔事務局〕

第41条 裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

〔裁定委員会規程〕

第42条 裁定委員会の運営に関する事項は、本規程に定める事項を除き、理事会が制定する『裁定委員会規程』の定めるところによる。

第6節 専門委員会

〔専門委員会の設置〕

第43条 本協会の事業遂行のため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 法務委員会
- (3) 競技会委員会
- (4) 規律委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 技術委員会
- (7) スポーツ医学委員会
- (8) 施設委員会
- (9) フットサル委員会
- (10) 財務委員会
- (11) 女子委員会
- (12) 国際委員会
- (13) 国際マッチメイク委員会
- (14) 広報委員会
- (15) リスペクト・フェアプレー委員会

〔組織及び委員〕

第44条 各専門委員会は、それぞれ委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 各専門委員会の委員長及び委員は、本協会役員、地域及び都道府県サッカー協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

〔委員の任期〕

第45条 各委員会の委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

〔招集・議長〕

第46条 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2. 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。

〔所管事項〕

第47条 各専門委員会の所管事項は、別表1のとおりとする。

2. 各専門委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
3. 2つ以上の専門委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、または委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

〔委員長の権限〕

第48条 各専門委員会の委員長は、次の権限を有する。

- (1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと
 - (2) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
2. 各専門委員会の委員長は、前項第2号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

〔事務局との連携〕

第49条 各専門委員会は、事業の実施に関してはあらかじめ本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

〔部会及び分科会〕

第50条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、部会を設置することができる。

2. 各専門委員会は、部会の業務遂行のため、その専門委員会の委員及び学識経験者をもって構成する分科会を設置することができる。

〔有給専門職〕

第51条 各専門委員会に、有給専門職を置くことができる。

2. 有給専門職に関する事項は、理事会が定める。

〔細則の制定〕

第52条 各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

別表 1 [専門委員会の所管事項]

1. 総務委員会

- (1) 総務、企画、栄典に関する事項
- (2) 他の委員会に属さない事項

2. 法務委員会

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持

3. 競技会委員会

- (1) 各種大会に関する事項と試合の監理
- (2) F I F A、A F C及びE A F Fの各種大会とJリーグ等の国内大会の日程調整に関する事項

4. 規律委員会

- (1) 競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議及び懲罰案の決定

5. 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用
- (2) 審判員の養成
- (3) 国際審判員に関する事項
- (4) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (5) 審判員の賞罰に関する事項
- (6) 審判指導者に関する事項

6. 技術委員会

- (1) 日本を代表するチームの監督候補者の推挙
- (2) 日本を代表するチームの編成案の作成
- (3) 日本を代表するチームの強化
- (4) その他日本を代表するチームに関する事項
- (5) 選手の育成、強化に関する事項
- (6) ユース年代の普及に関する事項
- (7) 強化方針に基づく技術指導
- (8) 指導者の養成
- (9) 指導に関するビデオ、書籍等の認定、推薦
- (10) その他技術指導に関する事項

7. スポーツ医学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 日本を代表するチームの医事管理に関する事項
- (4) 指導者等に対する上記すべての教育及び普及に関する事項
- (5) 本協会主催の試合及び大会における医事管理に関する事項
- (6) その他すべての医学及び健康に関する事項

8. 施設委員会

- (1) 競技会の施設関係の指導
- (2) 施設及び用具に関する規程基準の研究指導
- (3) 施設に関する情報の収集
- (4) 施設の増加、改善対策
- (5) ナショナルトレーニングセンター（NTC）に関する事項

9. フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) フットサルに関する大会及び試合の監理
- (3) ビーチサッカーに関する事項
- (4) ビーチサッカーに関する大会及び試合の監理

10. 財務委員会

- (1) 毎年度予算案及び決算案の審議
- (2) 資金運用、借入等資金計画に関する検討
- (3) 長期財政計画の審議
- (4) その他財務及び経理に関する重要事項の審議

11. 女子委員会

- (1) 女子サッカーの強化・育成・普及に関する事項

12. 国際委員会

- (1) F I F A、A F C及びE A F Fその他外国団体との交渉
- (2) アジア協力に関する事項
- (3) 上記以外の国際関係

13. 国際マッチメイク委員会

- (1) 各年代日本代表チームマッチメイクに関する事項
- (2) 各年代日本代表チームに係るF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (3) 日本を代表するクラブチームのF I F A、A F C及びE A F F等公式大会に関する事項
- (4) 上記以外の各年代日本代表チームに関する事項（Jリーグ及び技術委員会との調整を含む）

14. 広報委員会

- (1) 広報・宣伝に関する企画・立案
- (2) その他広報・宣伝に関する事項

15. リスペクト・フェアプレー委員会

- (1) リスペクトに関する事項
- (2) フェアプレーに関する事項

第 7 節 事務局

〔総 則〕

第 5 3 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には有給の職員を置く。
3. 職員の任免は会長が行う。

〔事務局に関する規程〕

第 5 4 条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、会長の定めるところによる。

第3章 所属団体

第1節 総則

〔定義〕

第55条 次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加盟チーム

本協会の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(2) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体であって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

(3) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織（ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす）

地 域	都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	長野、新潟、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(4) 準加盟チーム

本協会の制定したサッカー競技規則に基づきサッカーを行い、日本国内に在留する外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）を6名以上登録しているチームであって、本章の定めるところに従い本協会に加盟したもの

第2節 加盟チーム

〔種別〕

第56条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

(1) 第1種 年齢を制限しない選手により構成されるチーム

(2) 第2種 18歳未満の選手により構成されるチーム。

ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない

- (3) 第3種 15歳未満の選手により構成されるチーム。
ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
 - (4) 第4種 12歳未満の選手により構成されるチーム。
ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない
 - (5) 女子 女子の選手により構成されるチーム
 - (6) シニア 40歳以上の選手により構成されるチーム
2. 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。

〔加盟登録〕

第57条 本協会に加盟登録しようとするチームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

〔加盟登録の手続き〕

第58条 加盟チームは、毎年4月末日までに、登録申請をしなければならない。都道府県サッカー協会は、5月20日までに（ただし、前条に規定する新たな加盟登録の場合には、その後遅延なく）承認しなければならない。

- 2. 加盟登録は、第1項所定の申請が都道府県サッカー協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当又は不備が発見されたときはこの限りではない。
- 3. 本協会主催の競技会に参加しようとする加盟チームについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その競技会の開始期日までにその加盟登録手続きが完了していなければならない。

〔加盟チームの権利及び義務〕

第59条 加盟チームは、次の事項に関する権利をもつ。

- (1) 所在地の都道府県サッカー協会の組織単位としてその施策に関与すること
 - (2) 本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加すること（ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる）
2. 加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。
- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年第81条〔選手登録〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める資格を有する審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること
 - (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (6) FIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (7) いかなる時でもFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
 - (8) 所属選手がFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はCASの規約、規則、指令及び決定並びに

裁定等を遵守することを確実にすること。

(9) 競技規則を尊重すること。

(10) 本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。

3. 加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。

4. 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、JFA公認指導者登録が完了している監督については免除する。

〔代表チームへの参加義務〕

第60条 加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

〔加盟チームに対する制裁〕

第61条 加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第3節 都道府県サッカー協会

〔権限〕

第62条 都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及及び振興を図る。

〔組織〕

第63条 都道府県サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

(1) 議決機関

(2) 執行機関

(3) 専門委員会（本協会の専門委員会に準じた組織及び機能を有すること）

2. 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。

3. 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。

4. 都道府県サッカー協会は、原則として、地区／市区郡町村サッカー協会を加盟団体とする。

5. 支部及び地区／市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

〔評議員の推薦〕

第64条 都道府県サッカー協会は、第25条〔評議員の推薦〕第1項に定めるところにより、それぞれ1名ずつ、本協会の評議員を推薦しなければならない。

2. 都道府県サッカー協会の代表者は、会長に対し、前項により推薦した評議員の氏名を届け出なければならない。

〔全国専務理事会議〕

第65条 会長は、必要と認めたときは、全国専務理事会議（都道府県サッカー協会の代表者会議）を招集することができる。

2. 専務理事（都道府県サッカー協会の代表者）が前項の会議に出席することができないときは、理事がその代理として出席することができる。

〔届出義務〕

第66条 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員の名簿及び業務分担表
 - (4) 執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 財務諸表及び収支計算書
 - (3) 執行機関及び議決機関の議事録
3. 都道府県サッカー協会は、次の事項に変更があったときは、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
- (1) 本協会の評議員
 - (2) 役員
 - (3) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

〔登録料（分担金）〕

第67条 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料（分担金）を、本協会に納付しなければならない。

2. 登録料（分担金）の金額は、次の各号の合計金額とする。
- (1) 第1種加盟チーム数 $\times 7,000$ 円
 - (2) 第1種加盟チーム選手数 $\times 2,000$ 円
 - (3) 第2種加盟チーム数 $\times 2,500$ 円
 - (4) 第2種加盟チーム選手数 $\times 1,000$ 円
 - (5) 第3種加盟チーム数 $\times 2,500$ 円
 - (6) 第3種加盟チーム選手数 $\times 700$ 円
 - (7) 第4種加盟チーム数 $\times 2,500$ 円
 - (8) 第4種加盟チーム選手数 $\times 700$ 円
 - (9) 女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される）数 $\times 7,000$ 円
 - (10) 女子加盟チーム（18歳未満又は高等学校・中学校・小学校在学中の選手により構成される）数 $\times 2,500$ 円
 - (11) 女子加盟チーム選手（18歳以上）数 $\times 2,000$ 円
 - (12) 女子加盟チーム選手（15歳以上18歳未満又は高等学校在学中）数 $\times 1,000$ 円
 - (13) 女子加盟チーム選手（15歳未満又は中学校・小学校在学中）数 $\times 700$ 円
 - (14) シニア加盟チーム数 $\times 7,000$ 円
 - (15) シニア加盟チーム選手数 $\times 1,500$ 円

第4節 地域サッカー協会

〔権限〕

第68条 地域サッカー協会は、サッカーの指導及び普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

〔経費の分担〕

第69条 都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

〔届出義務〕

第70条 地域サッカー協会は、事務所及び役員の氏名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第5節 各種の連盟

〔各種の連盟〕

第71条 本協会は、サッカー競技の普及及び発展を図るため、各種の連盟を置くことができる。

2. 次の各種の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ（JFL）
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ（Lリーグ）
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 全国高等専門学校サッカー連盟
- (9) 財団法人全国高等学校体育連盟サッカー部
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟サッカー部
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (13) 全日本大学女子サッカー連盟

第6節 Jリーグ

〔Jリーグの設置〕

第72条 日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的として、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）を設置する。

2 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうよう優先的に取扱う。

3 Jリーグに所属を希望する加盟チームは、別に定めるクラブライセンス制度に

則ったライセンスを取得しなければならない。

- 4 本協会は、クラブライセンス制度の決定及び運用をJリーグに委ねるものとする。

〔Jリーグに関する特則〕

第73条 Jリーグの組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

〔Jクラブの株主〕

第74条 Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。

- 2 Jクラブは、何人を問わず、Jクラブの株式（公益法人にあっては正会員資格）に関し、直接たると間接たるとを問わず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

第7節 準加盟チーム

〔準加盟チーム〕

第75条 準加盟チームに関する事項は、本節に定めるところによる。

2. 学校教育法に基づく単一学校のチームについては、登録選手中に6名以上の外国籍の選手が登録されている場合であっても、本節の規定を適用しない。
3. 準加盟チームの種別は第56条〔種別〕に準ずる。

〔外国籍扱いしない選手〕

第76条 日本で生まれ、次の各号のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、本規程の適用に関しては、外国籍の選手とはみなさない。

- (1) 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第4条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者
 - (2) 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者
2. 前項の適用を受けるためには、加盟チームが「外国籍選手登録申請書（第76条に該当する選手）」《書式第8号》で本協会に申請し、理事会の承認を得ることを要するものとする。ただし、その適用は、加盟チームにつき1名に限るものとする。

〔加盟登録〕

第77条 本協会に加盟登録しようとする準加盟チームは、所在地の都道府県サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

2. 加盟登録の手続きは、第58条〔加盟登録の手続き〕に準ずる。

〔出場資格〕

第78条 準加盟チームは、その所在地の都道府県サッカー協会が主催する競技会にのみ出場することができる。ただし、当該競技会の主催者が出場を認めた場合はこの限りではない。

〔権利及び義務〕

第79条 準加盟チームは、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、本規程及びその附属規程並びにFIFA、AFC、EAFF、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則に規定された制裁の理由となり得る。

- (1) 本協会、所在地の都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が定める登録料（分担金）を納付すること
 - (2) 本協会の機関誌（有料）を購読すること
 - (3) 毎年第81条〔選手登録〕以下に定めるところにより、選手氏名その他の所要事項を登録すること
 - (4) 第7章〔審判〕に定める審判員を、自己のチームに所属する審判員として、1名以上を登録すること
 - (5) 『ユニフォーム規程』に定めるユニフォームを用意すること
 - (6) F I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催する競技会に参加するものとし、これらが主催しない有料競技会には参加しないこと
 - (7) いかなる時でもF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を完全に遵守すること。
 - (8) 所属選手がF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会若しくは地域サッカー協会の組織又はC A Sの規約、規則、指令及び決定並びに裁定等を遵守することを確実にすること。
 - (9) 競技規則を尊重すること。
 - (10) 本規程及びその附属規程並びにF I F A、A F C、E A F F、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会の組織の諸規則から生じるその他の義務の一切を完全に遵守すること。
2. 準加盟チームは、『ユニフォーム規程』に定めるところに従い、ユニフォームに第三者のための広告を表示することができる。
 3. 準加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料（チームあたり2,000円）を納付しなければならない。ただし、J F A公認指導者登録が完了している監督については免除する。
 4. 準加盟チームは、所属選手が本協会により代表チーム又は選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害又は疾病のために、本協会の招聘に応じることができない選手は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

〔制 裁〕

第80条 準加盟チーム又はこれに所属する登録選手が前条の義務を怠り、又は本規程に違反し、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は選手は本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科されるものとする。

第4章 登録

第1節 総則

〔選手登録〕

第81条 加盟チームは、第89条〔選手登録の方法〕の定めるところにより、本協会への選手登録を行わなければならない。

2. 本協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。
3. 未登録の選手であっても、当該選手が最後に登録されたチームが本協会の加盟チームである場合、当該選手の籍は、少なくとも当該選手の最後の公式試合日より30ヶ月の間は、本協会に属し続けるものとする。

〔重複登録の禁止〕

第82条 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

〔登録区分〕

第83条 本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) アマチュア選手
 - (2) プロ選手
2. 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。

〔アマチュア選手〕

第84条 アマチュア選手とは、報酬又は利益を目的とすることなく、プレーする者をいう。

〔プロ選手〕

第85条 プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。

〔プロ選手契約の原則〕

第86条 プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- (1) 契約は尊重されなければならない。
- (2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。
- (3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。
- (4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- (5) 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

〔プロ選手契約における特別規定〕

第87条 契約の最長期間は5年間とする。ただし、18歳未満の選手は最長3年間とす

る。

2. 契約の最短期間は原則として、当該契約の効力発生日からシーズン（第91条に定義される）終了時までとする。
3. 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、又は、査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
4. プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
5. いかなるチームも、その契約の相手方又は第三者に対して、選手の役務提供若しくは移籍に関連する事項又はチームの独立性、方針若しくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。

〔選手エージェント等〕

第88条 選手エージェントの活動及びその役務の利用については、別に定める「日本サッカー協会 選手エージェント規則」に従うものとする。

第2節 登録手続き

〔選手登録の方法〕

第89条 本協会への登録は、アマチュア選手、プロ選手のいずれも加盟チームが登録申請をもって行う。

2. プロ選手の登録には、前項の登録申請に加盟チームと選手間の契約書の写し及び「選手登録区分申請書」《書式第1号》を添付するものとする。なお、当該契約に関して、本協会に提出されていない別途の契約関連書類については、紛争処理に際して当該書類を考慮するか否かは、本協会その他紛争処理機関の自由裁量とする。
3. 加盟チームは、「選手登録区分申請書」《書式第1号》の写しを所在地の都道府県サッカー協会、地域サッカー協会及び加盟リーグ等に送付する。
4. 第2項に基づく登録申請料は、別に理事会において定める。

〔登録有効期間〕

第90条 前条に基づく登録の有効期間は、毎年J1・J2・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。

2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。
3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

〔シーズン〕

第91条 シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。

2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、累計で最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守し

なければならない。

〔登録ウインドー〕

- 第92条 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。
2. 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
 3. 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。
 - (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり12週間を超えない。
 - (2) 2回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4週間を超えない。
 4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
 5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

〔登録情報の管理（選手パスポート）〕

- 第93条 本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名とその期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は「選手パスポート」として、必要に応じて、当該選手が登録される移籍先チーム（第98条に定義される）に対し発行される。

〔登録区分変更〕

- 第94条 選手登録区分変更を希望する選手は、加盟チーム経由で「選手登録区分申請書」《書式第1号》により本協会に申請するものとする。

〔登録区分変更の認定〕

- 第95条 選手登録区分変更の認定は、本協会において行う。

〔外国籍の選手〕

- 第96条 外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）も、本協会に登録する場合、本規程の適用を受けるものとし、「外国籍選手登録申請書（外国で登録していなかった選手）」《書式第7号》に外国人登録証明書の写しを添付のうえ提出して、その承認を得なければならない。ただし、外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた選手が、本協会加盟チームに移籍、登録する場合は、第109条〔外国籍選手等の移籍〕による。

第5章 移籍

第1節 総則

〔目的〕

第97条 本章の規定は、本協会の「加盟チーム及び登録選手」（過去に登録していたもの及び現在登録しているもの並びに将来登録を希望するものの全てを含むものとし、以下総称して「加盟者」という）相互間並びに加盟者と外国のクラブ（チーム）との間の選手移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、加盟者の全てを拘束する。

〔移籍の定義〕

第98条 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。
2. 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とはみなさない。

〔移籍の手続き〕

第99条 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームの発行した「移籍承諾番号」を移籍先チームに通知し、移籍先チームが移籍申請をして、本協会の承認を得なければならない。
2. 本規定の定めにより移籍元チームが移籍承諾をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

〔公式試合への出場資格〕

第100条 本規程に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、移籍したアマチュア選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。
3. プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から30日間は、アマチュアとして登録することはできない。

〔外国への移籍〕

第101条 選手が外国のクラブ（チーム）へ移籍する場合、本協会は当該外国サッカー協会からの請求に基づき、当該外国サッカー協会に対して「国際移籍証明書」を発行するものとする。
2. 前項の国際移籍証明書の発行は、関連のFIFA規程に基づき行われるものとする。

〔規程違反〕

第102条 選手又は加盟チームが本規程に違反した場合の処分は、本規程第12章〔懲罰〕の手続きにしたがって理事会が決定する。

〔移籍に関する異議等〕

第103条 選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に

和解あっせんの申立をすることができる。

第2節 移籍の手続き

〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

第104条 アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかに問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕

第105条 プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング費用等を支払うものとする。

〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

第106条 アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

第107条 プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとするチームは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点で在籍するチームに通知しなければならない。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のチームとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができるものとする。

2. プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍にともなう補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

〔プロ選手の期限付移籍〕

第108条 プロ選手は、選手と関連するチームとの間の書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。

2. 期限付移籍の最短期間は、本規程に定める2つの登録ウインドー間の期間とする。
3. 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させる権利を有しない。

〔外国籍選手等の移籍〕

第109条 外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた外国籍の選手（日本国籍を有しない選手）が新たに本協会加盟チームに移籍する場合には、アマチュア選手若しくはプロ選手のいずれの場合においても、次の各号の条件を具備し、かつ、本協会に「国際移籍選手登録申請書」《書式第6号》を提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 本人が日本国内に入学し居住していること
- (2) 本協会の請求に基づき、当該国のサッカー協会から当該選手の「国際移籍証明書」が本協会に対して発行されていること
- (3) 次の各書類を添付すること

- ① 旅券の写し
 - ② 入国査証の写し
 - ③ 外国人登録証明書の写し
2. 外国のクラブ（チーム）に選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームに移籍する場合にも、前項の規定を準用する。ただし、この場合には前項第3号①及び住民票の写しを添付するものとする。

第3節 トレーニング費用

〔適用〕

第110条 アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合のトレーニング費用の請求は、本節の定めるところによる。

〔トレーニング費用の金額〕

第111条 トレーニング費用の上限は、選手が在籍したチームにおける満15歳の3月31日翌日の4月1日から満22歳の3月31日までの在籍期間1年につき、次に定める金額とする。

- | | <u>4年まで</u> | <u>5年以降</u> |
|----------------|-------------|-------------|
| (1) 直前の在籍団体 | 30万円 | 15万円 |
| (2) 2つ前以上の在籍団体 | 15万円 | 15万円 |
2. トレーニング費用の請求権を持つチームは、営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）に限るものとする。
3. 在籍期間が1年を超え、超えた期間が1年に満たない場合は、当該在籍期間は、本条の関係では、1年とみなして計算する。
4. 在籍期間の合計が1年未満のチームは、トレーニング費用の請求権を持たない。

〔支払方法〕

第112条 トレーニング費用は、本協会が移籍を承認した日から30日以内に現金をもって一括して支払われるものとする。

第6章 競技

第1節 総則

〔目的〕

第113条 日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、本章の定めるところによる。

〔定義〕

第114条 本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はとみなさない）
- (5) 協力
他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公認
他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること

〔競技会の主催〕

第115条 本協会は、次の競技会を主催する。

- (1) 天皇杯全日本サッカー選手権大会
- (2) 全日本大学サッカー選手権大会
- (3) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント
- (4) 全国社会人サッカー選手権大会
- (5) 全国地域サッカーリーグ決勝大会
- (6) 全国クラブチームサッカー選手権大会
- (7) 全国専門学校サッカー選手権大会
- (8) 全国高等専門学校サッカー選手権大会

- (9) 高円宮杯全日本ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (10) 全国高等学校サッカー選手権大会
- (11) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技
- (12) 日本クラブユースサッカー選手権（U-18）大会
- (13) 高円宮杯全日本ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (14) 日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会
- (15) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会
- (16) 全日本少年サッカー大会
- (17) 全日本女子サッカー選手権大会
- (18) 全日本大学女子サッカー選手権大会
- (19) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会
- (20) 全日本女子ユース（U-18）サッカー選手権大会
- (21) 全日本女子ユース（U-15）サッカー選手権大会
- (22) 全国レディースサッカー大会
- (23) 全日本フットサル選手権大会
- (24) 全日本大学フットサル大会
- (25) 全日本ユース（U-15）フットサル大会
- (26) 全日本少年フットサル大会
- (27) 全日本女子フットサル選手権大会
- (28) 全国ビーチサッカー大会

2. 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。

〔競技会の名称の制限〕

第116条 本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することはできない。

〔主管の委託〕

第117条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会に委託することができる。

2. 前項の場合、委託されたサッカー協会を、主管協会という。

〔アマチュア選手の賞品〕

第118条 競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

〔地域競技会等〕

第119条 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

〔処 分〕

第120条 本協会は、本章の規定に違反した都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、加盟チーム又は選手に本規程第12章〔懲罰〕にしたがって懲罰を科することができるものとする。

第2節 国内競技会

〔開催の申請〕

第121条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が、国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ）を開催（主催及び後援）するときは、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 競技会開催の趣旨
 - (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - ① 名称
 - ② 主催者とその住所地
 - ③ 主管者とその住所地
 - ④ 後援の具体的方法
 - ⑤ 会期及び会場
 - ⑥ 参加範囲
 - ⑦ 参加資格
 - ⑧ 競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
 - ⑨ 表彰方法（賞品及びその寄贈者なども含む）
 - ⑩ 参加料
 - ⑪ 経費区分
 - ⑫ 入場料金（単価と発行枚数）
 - ⑬ その他
 - (3) 競技会運営の組織とその責任者
 - (4) 予算書
2. 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
3. 前2項に基づきすでに承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があったときは、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

〔開催承認の条件〕

第122条 前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内及びその周辺に発生したチーム又はその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会（又は規律・フェアプレー委員会）が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

〔各種連盟・加盟チームによる開催〕

第123条 本協会の各種連盟又は加盟チームが、本協会主催以外の国内有料競技会を開催する場合は、必ず当該地の都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が主催するものとする。

〔収支の調整〕

第124条 本協会より委託された主管競技会の収入超過又は支出超過の処分については、財務委員会の提案に基づき理事会が決定する。

〔予算及び決算〕

第125条 競技会開催にともなう予算及び決算は、別に定める勘定科目並びに積算基礎による。

〔決算の修正〕

第126条 本協会は決算報告書に不審な点があるときは、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

〔報告義務〕

第127条 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

〔協会納付金〕

第128条 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。

2. 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。
3. Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

〔主催・共同主催・後援〕

第129条 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催又は後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第121条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

2. 前項によりすでに承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じたときは、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

〔総則〕

第130条 国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。

〔本協会の専属権限〕

第131条 本協会はFIFAが認めるわが国唯一の代表機関であり、FIFA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、

本協会が特に許可した場合は、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が、これを行うことができる。

〔国際競技会の開催の制限〕

第132条 国際競技は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。

〔本協会以外の団体による国際競技会〕

第133条 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討したうえ、これを承認することができる。

2. 前項の場合、本協会、都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会のいずれかが主催しなければならない。
3. 本協会がFIFA及び大陸連盟等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は本協会が行う。この場合、競技会に要する運営経費は、全て主催者等の負担とし、主管したことに伴い、金品の寄贈をうけることができる。この場合これらを寄附金として受けるものとする。

〔海外における競技〕

第134条 加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 天皇杯全日本サッカー選手権大会

〔目的〕

第135条 天皇杯全日本選手権大会（以下「本大会」という）は、すべての第1種及び第2種加盟チームが、日本サッカー界最高の覇者になる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、サッカーの普及及び発展に寄与することを目的として実施する。

〔主催〕

第136条 本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には、第三者との共同主催とすることができる。

〔実施要項〕

第137条 本大会の運営に関する事項については、理事会において別に『天皇杯開催規程』を定める。

第7章 審判

第1節 総則

〔目的〕

第138条 本章の規定は、本協会及び本協会管轄下のサッカー協会に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー競技の審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル競技の審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

〔本協会の統制〕

第139条 本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技及びフットサル競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

〔公式試合のサッカー審判員及びフットサル審判員、サッカー審判指導者及びフットサル審判指導者〕

第140条 本協会に登録されたサッカー審判員及びフットサル審判員（以下「審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。

ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

2. 本協会に登録されたサッカー審判指導者及びフットサル審判指導者（以下「審判指導者」という）以外の者は、本国内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。

ただし、本協会が招聘した外国人審判指導者はこの限りではない。

第2節 審判員の資格

〔資格の種類〕

第141条 審判員の資格は、次の9種類とする。

- (1) 1級審判員
- (2) 女子1級審判員
- (3) 2級審判員
- (4) 3級審判員
- (5) 4級審判員
- (6) フットサル1級審判員
- (7) フットサル2級審判員
- (8) フットサル3級審判員
- (9) フットサル4級審判員

〔技能の区分〕

第142条 1級審判員は、本協会が主催等するサッカー競技の試合（以下「試合」という）の主審を行う技能を有する者とする。

2. 女子1級審判員は、本協会管轄の第2種、第3種、第4種及び女子の試合の

主審を行う技能を有する者とする。

3. 2級審判員は、地域サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
4. 3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
5. 4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。

なお、4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催の試合において、主審を行うことができる。

6. フットサル1級審判員は、本協会が主催するフットサル競技の試合（以下「フットサル試合」という）の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。
7. フットサル2級審判員は、地域サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。
8. フットサル3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。
9. フットサル4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体・連盟等が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。

なお、フットサル4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催のフットサル試合において主審及び第2審判を行うことができる。

〔資格の認定〕

第143条 1級審判員の資格は、2級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。

1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。

2. 女子1級審判員の資格は、女子の2級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の女子1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。

女子1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。

3. 2級審判員の資格は地域サッカー協会が、3級及び4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。

各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。

4. フットサル1級審判員の資格は、フットサル2級審判員、1級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催のフットサル1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。

フットサル1級審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。

5. フットサル2級審判員の資格は地域サッカー協会が、フットサル3級及び4級審判員の資格は都道府県サッカー協会が、それぞれの協会が主催する認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。

各級の審判員認定審査会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。

6. 第3項及び第5項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級及び4級審判

員の資格認定を行うことができる。

7. 審判技能が著しく低下した場合および所定の義務を著しく怠った場合、本協会又は該当する審査協会は、その協会の審議を経て、その審判員の降級を行う。
8. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判資格を取得した者については、その技能により適切なサッカー審判員またはフットサル審判員の資格を適宜認定することができる。

〔資格の認定期間〕

第144条 認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする。
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする。

〔資格認定における除外事由〕

第145条 審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

第3節 審判員の登録

〔資格の新規登録〕

第146条 4級審判員の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会が新規に資格を認定した審判員は、それぞれの所属する都道府県サッカー協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない。
- (2) 本協会は、審判員の資格認定証として審判証を交付する。

〔資格の更新〕

第147条 審判員の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判員が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない。
- (2) 本協会は、更新を終了した審判員の資格認定証として審判証を交付する。

〔登録料〕

第148条 審判員は、本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が定める登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。

2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1級審判員 | 20,000円 |
| (2) 女子1級審判員 | 12,000円 |
| (3) 2級審判員 | 5,000円 |
| (4) 3級審判員 | 3,000円 |
| (5) 4級審判員 | 2,500円 |
| (6) 3級審判員（18歳未満） | 1,000円 |
| (7) 4級審判員（18歳未満） | 500円 |
| (8) フットサル1級審判員 | 12,000円 |
| (9) フットサル2級審判員 | 5,000円 |

- | | |
|------------------------|--------|
| (10) フットサル3級審判員 | 3,000円 |
| (11) フットサル4級審判員 | 2,500円 |
| (12) フットサル3級審判員(18歳未満) | 1,000円 |
| (13) フットサル4級審判員(18歳未満) | 500円 |
4. 資格を更新する審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日(3月31日現在)の年齢とする。

〔届出〕

第149条 審判員は、届出済の審判員情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第4節 審判員の義務

〔義務〕

- 第150条 審判員は、主審を行った試合の審判報告書を、その試合日を含む2日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付しなければならない。
2. 審判員は、所定の講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。
 3. 傷病、妊娠等のため、審判活動を1年以上休止した審判員は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席しなければならない。

〔服装等〕

第151条 審判員の服装は、シャツ、ショーツ及びストッキングのいずれも黒色であることを基本とするが、シャツについては他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

第5節 審判員の養成

〔審判講習会〕

- 第152条 本協会は、審判技術向上のため、1級、女子1級審判員講習会を年2回以上、フットサル1級審判員講習会を年1回以上開催する。
2. 審判技術向上のため、地域サッカー協会はサッカー及びフットサルの2級審判員講習会を、都道府県サッカー協会はサッカー及びフットサルの3級、4級審判員講習会を、それぞれ年1回以上開催する。

第6節 審判指導者の資格

〔資格の種類〕

- 第153条 本協会が認定及び管轄する審判指導者の資格は、次の7種類とする。
- (1) S級審判インストラクター
 - (2) 1級審判インストラクター
 - (3) 2級審判インストラクター
 - (4) 3級審判インストラクター
 - (5) フットサル1級審判インストラクター

- (6) フットサル2級審判インストラクター
- (7) フットサル3級審判インストラクター

〔技能の区分〕

- 第154条 S級審判インストラクターは、1級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
2. 1級審判インストラクターは、2級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
 3. 2級審判インストラクターは、3級のサッカー審判インストラクター並びに2級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
 4. 3級審判インストラクターは、3級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
 5. フットサル1級審判インストラクターは、2級以下のフットサル審判インストラクター並びに1級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
 6. フットサル2級審判インストラクターは、フットサル3級審判インストラクター並びに2級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
 7. フットサル3級審判インストラクターは、3級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

〔資格の認定〕

- 第155条 S級及び1級審判インストラクターの資格は、それぞれ本協会主催のS級又は1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
2. 2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催の2級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
 3. 3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
 4. フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
 5. フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
 6. フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
 7. 審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
 8. 審判指導者等が所定の義務を著しく怠った場合には、該当するその審判指導者等の審査協会は、当該協会の審判委員会の審議を経て、本協会がその審判指導者等の降級を行うことができる。

9. 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの資格認定又は降級を行うことができる。
10. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な各級審判インストラクター又はフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

〔資格の認定期間〕

第156条 認定期間を次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に取得した者は、認定月日から当該年度末（3月31日）までとする
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末（3月31日）までとする

〔資格認定における除外事由〕

第157条 審判活動の遂行に支障があると認められる者に審判資格を認定することはできない。

〔定年による引退〕

第158条 各級の審判指導者の定年による引退は、次のとおりとする。

- (1) S級審判インストラクター及びフットサル1級審判インストラクターは、満65歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (2) 1級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する
- (3) 2級、3級の審判指導者の定年については、それぞれ地域サッカー協会、都道府県サッカー協会が定める

第7節 審判指導者の登録

〔資格の新規登録〕

第159条 審判指導者の新規登録は、以下のとおりとする。

- (1) 本協会より新規に資格を認定された審判指導者は、それぞれの所属する都道府県協会に所定の登録料を納付して新規登録の事務手続きを行わなければならない
- (2) 本協会は、審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

〔資格の更新〕

第160条 審判指導者の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判指導者が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に更新の審査をする協会が定める講習を受講し、かつ本協会が定めた登録料を支払わなければならない
- (2) 本協会は、更新を終了した審判指導者の資格認定証として審判証を交付する

〔登録料〕

第161条 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が定め

- る登録料を、所属する都道府県サッカー協会に納付しなければならない。
2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
 3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) S級審判インストラクター	20,000円
(2) 1級審判インストラクター	10,000円
(3) 2級審判インストラクター	4,000円
(4) 3級審判インストラクター	2,000円
(5) フットサル1級審判インストラクター	10,000円
(6) フットサル2級審判インストラクター	4,000円
(7) フットサル3級審判インストラクター	2,000円

〔届 出〕

- 第162条 審判指導者は、届出済の審判指導者情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第8節 審判指導者の義務

〔義 務〕

- 第163条 審判指導者は、実施講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
2. 審判指導者は、評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、その試合日を含む2日以内に派遣協会の審判委員会に送付しなければならない。
 3. 審判指導者は、所定の講習会、研修会等に参加し、自己の審判指導技術の向上に努め、積極的に活動を行わなければならない。
 4. 傷病、妊娠等のため、審判指導活動を1年以上休止した審判指導者は、活動再開に際し、所定の講習、研修会等に出席しなければならない。

第9節 審判指導者の養成

〔審判指導者講習会〕

- 第164条 本協会は、審判指導者の指導技術向上のため、S級及び1級審判インストラクター講習会を年2回以上、フットサル1級審判インストラクター講習会を年1回以上開催する。
2. 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会は、管轄する審判指導者の指導技術向上のため、それぞれの審判指導者講習会を年1回以上開催する。

第10節 審判員及び審判指導者の表彰並びに処分

〔表 彰〕

- 第165条 本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

〔処 分〕

- 第166条 本協会又は第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕に基づき懲罰を決定し適用する権限を委任された都道府県サッカー協会は、審判員又は審

判指導者が、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』又は第235条〔違反行為〕の各号のいずれかに該当した場合、それぞれの規定又は都道府県サッカー協会の規定にしたがって処分する。

第11節 審判員及び審判指導者の旅費等

〔旅 費〕

第167条 本協会は、審判員及び審判指導者が本協会の依頼により試合及び競技会の審判又は審判指導を行うことを目的として旅行したときは、本節の定めるところにより、旅費及び手当を支給する。

〔旅費の費目〕

第168条 旅費の費目は、交通費、宿泊費及び日当とする。

〔旅費の計算方法等〕

第169条 旅費の計算方法及び支給基準等は、理事会の決定により別に定める。

〔日 当〕

第170条 本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、理事会の決定により別に定める。

〔手 当〕

第171条 審判員及び審判指導者の手当は、理事会の決定により別に定める。

〔国内で行われる国際試合の手当〕

第172条 前条にかかわらず、FIFAの規定する「国を代表するチームが参加する試合」又はFIFA若しくはAFCから派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、FIFA又はAFCの審判インストラクター若しくは審判アセッサーの手当は、FIFA又はAFCの規定による金額とする。

〔大会等の規定の優先適用〕

第173条 本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

〔協 議〕

第174条 本節に定めなき事項については、理事会で定める。

第8章 指導者

〔指導者の養成〕

第175条 本協会は、サッカー指導者の資質及び指導力の向上を図り、サッカーの普及及び振興を促進するため、指導者養成事業を行う。

〔指導者ライセンスの種類〕

第176条 本協会が認定する指導者ライセンスの種類は、次のとおりとする。

- (1) S級コーチライセンス
 - (2) A級コーチジェネラルライセンス
 - (3) A級コーチU12ライセンス
 - (4) B級コーチライセンス
 - (5) C級コーチライセンス
 - (6) D級コーチライセンス
 - (7) キッズリーダー
2. 本協会が認定する指導者付加ライセンスの種類は、次のとおりとする。
- (1) ゴールキーパーA級コーチライセンス
 - (2) ゴールキーパーB級コーチライセンス
 - (3) ゴールキーパーC級コーチライセンス
3. 前項各号のライセンスは、次の場合に付加される。
- (1) 第1項第1号から第3号のライセンス保持者で、ゴールキーパーA級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第1号のゴールキーパーA級コーチライセンスが付加される。
 - (2) 第1項第1号から第4号のライセンス保持者で、ゴールキーパーB級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第2号のゴールキーパーB級コーチライセンスが付加される。
 - (3) 第1項第1号から第5号のライセンス保持者で、ゴールキーパーC級コーチ養成講習会に合格した者に、前項第3号のゴールキーパーC級コーチライセンスが付加される。

〔ライセンス保有者の登録義務〕

第177条 本協会がライセンスを認定した指導者は、JFA公認指導者登録制度に基づき、本協会に登録しなければならない。

ただし、前条第1項第7号に定めるキッズリーダーの登録については、この限りではない。

〔ライセンス保有者の設置義務〕

第178条 加盟チームは、それぞれ本協会が認定した指導者ライセンスを保有する者を、監督又はコーチとして置くよう努めなければならない。

〔参加義務〕

第179条 加盟チームは、その監督及びコーチを、本協会が実施する指導者講習会及びライセンス取得後の研修会に参加させるよう努めなければならない。

〔講習会の実施〕

第180条 指導者ライセンス取得のための講習会の実施及びライセンス取得後の研修会に関することは、理事会において別に定める。

第9章 事業

第1節 総則

〔事業の実施〕

第181条 本協会は、サッカーの普及及び振興を図るため、各種の付随的事业を行う。

〔テレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権〕

第182条 次の試合に関するテレビ、ラジオ、インターネット及びモバイル放送権は、すべて本協会に帰属する。

- (1) 日本代表チーム（U-23、U-20その他すべての日本代表チームを含む。以下本章において同じ）が国内において実施する試合
- (2) 天皇杯全日本サッカー選手権大会、高円宮杯全日本ユースサッカー選手権大会その他本協会が主催する試合

〔その他の事業〕

第183条 本協会は、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行う。

- (1) サッカーの施設及び用具の検定、認定、公認又は推薦に関する事業
- (2) サッカーの指導・育成に関する事業
- (3) 本協会又は日本代表チームの名称、ロゴ、マーク、キャラクター、紋章、意匠、商標その他本協会又は日本代表チームを表示するもの（以下「キャラクター等」という）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (4) 日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という）の肖像、氏名、署名、声、似顔絵、略歴等（以下「肖像等」という）を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (5) 前条第1号および第2号に定める試合の映像等を使用した商品の製造・販売に関する事業
- (6) 広報・出版に関する事業
- (7) その他理事会において定める事業

第2節 商品化

〔日本代表グッズの商品化権の帰属〕

第184条 前条第3号ないし第5号に定める事業（以下「商品化」という）を行う権利（以下「商品化権」という）は、次条以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。

2. 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。

〔商品化における肖像等の使用〕

第185条 本協会は、包括的に使用する場合に限り、日本代表チームの選手等の肖像等を、商品化において無償で使用することができる。

2. 前項の包括的使用とは、次のいずれかの使用形態をいう。
 - (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として11名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同

一の仕様及び条件により、複数（原則として11名以上）の選手等の肖像等を使用する場合

3. 本協会は、選手等及びその所属チームの承認を得た場合に限り、単独の日本代表チームの選手等の肖像等を商品化において使用することができる。

〔商品化による収益〕

第186条 本協会は、本節に定める権利の実施による収益を、日本代表チームの強化及び育成等のために使用するものとする。

第3節 日本代表チームの肖像等

〔肖像等の帰属〕

第187条 日本代表チームの選手等の肖像等に関する権利は、本協会に帰属する。

〔肖像等の使用〕

第188条 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されること及び当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。

2. 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。
3. 本協会は、次の使用形態で包括的に使用する場合に限り、前項の権利を、第三者に許諾することができる。
 - (1) 個々の画面又は物等に複数（原則として6名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
 - (2) 個々の画面又は物等には単独の選手等の肖像等が使用されているが、同一の仕様及び条件により、複数（原則として6名以上）の選手等の肖像等を使用する場合
4. 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
5. 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、又は第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4節 施設及び用具

〔施設・用具の調査研究〕

第189条 本協会は、施設及び用具を調査研究し、かつ、その適否を認定し、必要に応じて関係者を指導する。

〔施設・用具の認定〕

第190条 施設及び用具の認定に関する事項は、理事会において定める。

第 10 章 会旗及び標章

〔会 旗〕

第 191 条 本協会の会旗は、別紙図面のとおりとする。

〔標 章〕

第 192 条 本協会の標章は、球をおさえた三足鳥（別紙図面のとおり）とする。

〔会旗の使用〕

第 193 条 本協会の会旗は、都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会の会旗として使用する。

2. 前項の場合、会旗の左下の位置位に、都道府県名又は地域名を次の色で表示する。

- (1) 都道府県サッカー協会：黄色
- (2) 地域サッカー協会：白色

〔会旗・標章の使用制限〕

第 194 条 本協会の会旗又は標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。

2. 会旗又は標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲及び制作個数等を明記した承認申請書を提出しなければならない。

3. 前項の承認の可否は、理事会において決定する。

第 1 1 章 表彰

〔表 彰〕

第 1 9 5 条 本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

〔対象者〕

第 1 9 6 条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会及びその役員
- (3) 加盟チーム及びその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員
- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

〔表彰事由〕

第 1 9 7 条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

〔表彰の方法〕

第 1 9 8 条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

〔表彰者の決定〕

第 1 9 9 条 表彰者の決定は、理事会において行う。

〔表彰の時期〕

第 2 0 0 条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

第 1 2 章 懲罰

第 1 節 総則

〔懲罰の対象者〕

第 2 0 1 条 本協会は、本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Ｊリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対し、本章の定めるところにより、懲罰を科することができる。

〔懲罰の種類〕

第 2 0 2 条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警 告
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
 - (2) 退場・退席
主審が試合中に競技者（退場の場合）又は監督その他の関係者（退席の場合）に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
 - (3) 戒 告
口頭をもって戒める
 - (4) 譴 責
始末書を取り、将来を戒める
 - (5) 罰 金
一定の金額を本協会に納付させる
 - (6) 没 収
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
 - (7) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
 - (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
本協会又は加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する
 - (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
 - (11) 除 名
本協会の登録を抹消する
2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
- (1) 戒 告
 - (2) 譴 責
 - (3) 罰 金
 - (4) 没 収

- (5) 賞の返還
 - (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
 - (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効
 - (8) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
 - (9) 観衆のいない試合の開催
 - (10) 中立地における試合の開催
 - (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
 - (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止
 - (13) 下位ディビジョンへの降格
 - (14) 除名
3. 前2項各号の懲罰は、併科することができる。

〔無期限の懲罰の解除〕

第203条 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から2年以上経過した後に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。

- (1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。
 - ① 都道府県サッカー協会
 - ② 地域サッカー協会
 - ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟
 - ④ Jリーグ
 - (2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。
 - (3) 本協会事務局は、懲罰案を起案した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。
 - (4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり解除の妥当性について審議する。
 - (5) 担当委員会が解除妥当と判断した場合、原則として担当委員会の直後に開催される本協会理事会で解除につき審議・決定する。
2. 本協会理事会において解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会又は本協会理事会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。

〔選手等に対する罰金〕

第204条 アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。

- 2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。
 - (1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下
 - (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下

〔共犯等〕

第205条 他の者を教唆若しくは幫助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。

〔役員及び監督等の加重〕

第206条 役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。

〔両罰規定〕

第207条 加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。

〔罰金の合算〕

第208条 同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。

〔違反行為の重複による加重〕

第209条 同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

〔情状による軽減〕

第210条 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 調査及び審議の手続

〔調査及び審議の手続〕

第211条 本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の規律委員会又は規律・フェアプレー委員会（以下、本節においては単に「規律委員会」という）及び本協会の裁定委員会における懲罰の調査及び審議の手続は、本節に定めるところによる。

〔所管事項〕

第212条 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査・審議を行う。

2. 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

第213条 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰

を決定・適用する権限を委任する。

2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
 - (7) 除名

〔裁定委員会の手続の開始〕

第214条 本協会裁定委員会は、理事会の諮問又は会長の申出があった場合に調査・審議を開始する。

〔手続の非公開〕

第215条 規律委員会及び裁定委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会又は裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

〔聴聞〕

第216条 規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

〔言語〕

第217条 規律委員会及び裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。

2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

〔代理人〕

第218条 弁護士及び規律委員会又は裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。

〔証拠の評価〕

第219条 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

〔議決〕

第220条 規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

〔懲罰案の作成〕

第221条 規律委員会及び裁定委員会は、調査・審議の上、次の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）並びに住所
- (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所
- (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む。）
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日

〔裁定委員会の懲罰案の尊重〕

第222条 理事会は、裁定委員会の懲罰案を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

〔理事会の決定の最終的拘束力〕

第223条 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟団体及び選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては第13章に定めるCASへの不服申立の提起を除き裁判所その他の機関等に不服申立等を行うことはできない。

〔再審査請求〕

第224条 懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書及び証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。

2. 再審査の手続は、上記の調査・審査の手続に準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできないものとする。

第3節 競技及び競技会における違反行為

〔競技及び競技会における違反行為〕

第225条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、日本国内で実施される公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。

〔国外の競技会における違反行為〕

第226条 加盟団体又は選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科することができる。

〔公式競技会における懲罰〕

第227条 日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕第2項及び第3項を準用する。

〔主審の下す懲罰〕

第228条 試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。

〔警告〕

第229条 主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。

〔退場・退席〕

第230条 主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。

〔その他の違反行為〕

第231条 競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。

〔出場停止処分を繰り返した場合〕

第232条 同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科することができる。

〔懲罰基準の運用細則〕

第233条 本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

〔裁定委員会の調査・審議〕

第234条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等の調査・審議を経て懲罰を適用する。

〔違反行為〕

第235条 加盟団体又は選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第202条〔懲罰の種類〕第1項各号（第1号及び第2号を除く）及び第2項各号の懲罰を科す。

- (1) 本規程又は本規程に付随する諸規程に違反したとき
- (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
- (7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (8) 加盟団体又は選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合

〔別紙 1〕 競技及び競技会における懲罰基準

1. 警 告

1-1. 以下(1)ないし(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律委員会は以下①ないし②号のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 策略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

①繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。

②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：
同一競技会において最低2試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律委員会は以下のとおり懲罰を科す。

- ①1回目の場合：最低1試合の出場停止。
- ②繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金。

2. 退 場

以下の2-1(1)ないし(10)号または2-2ないし2-6のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 策略的な行為を繰り返す（1-1.(7)号参照）
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1.(9)号参照）

①1回目の場合：最低1試合の出場停止。

②繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低2試合の出場停止及び罰金。

2-2. 他の選手、監督、コーチ、役員、職員その他競技に立ち会っている関係者（以下、「選手等」という）に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。

2-3. 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）

- ① 1回目の場合：最低6試合の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低12か月の出場停止及び罰金。

2-4. 主審及び副審に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合：最低2試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低4試合の出場停止及び罰金。

2-5. 主審及び副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合：最低4試合の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：最低8試合の出場停止及び罰金。

2-6. 主審及び副審に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合：最低12か月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。

3. その他の違反行為

3-1. 以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律委員会は以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。

- (1) チーム又は選手等が試合継続を拒否し、又は試合を放棄する場合
- (2) 試合中又は試合終了後の、競技場内における騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。）
- (3) チームによる著しい違反行為

[チームに対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦ 得点又は勝ち点の減点又は無効
- ⑧ 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）
- ⑨ 観衆のいない試合の開催
- ⑩ 中立地における試合の開催
- ⑪ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格
- ⑬ 除名

[選手等に対する懲罰]

- ① 戒 告
- ② 譴 責
- ③ 罰 金
- ④ 没 収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
- ⑦ 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
- ⑧ 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- ⑨ 除 名

[競技会開催の責任を負う加盟団体に対する懲罰]

- ① 戒 告
- ② 譴 責
- ③ 罰 金
- ④ 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部停止
- ⑤ 除 名

3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造又は変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月の出場停止

3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点または無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

3-4. チームによる違反行為

- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告又は退場（又は退席）処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、又は、見苦しい抗議を執拗に繰り返した場合は、当該チームに対して罰金が科される。
- ③ 前2項についての罰金は以下の通りとする。
 - (1) Jリーグディビジョン1の場合：金50万円
 - (2) Jリーグディビジョン2の場合：金25万円

4. 罰 金

4-1. 選手等に対する罰金

- (1) Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円
- (2) Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円
- (3) JFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）
- (4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

4-2. 加盟チームに対する罰金

Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。

〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則

〔6ヶ月以上の懲罰を科す場合の運用について〕

- 第1条 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟およびJリーグ（以下本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」または「除名」（基本規程213条3項各号参照）については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会に連絡した上で、本協会が決定するものとする。
 3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

〔警告の累積による出場停止試合数〕

- 第2条 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみにも適用されるものとし、他大会に影響しない。
- 【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

〔出場停止処分の適用範囲〕

- 第3条 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。
2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等へ指示・助言等を行うことはできないものとする。

〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

- 第4条 退場による公式試合の出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。

ただし、処分が複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。

〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕

第5条 警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

〔選手の移籍に伴う出場停止の消化〕

第6条 出場停止処分が未消化の状態での他のチームへ移籍(学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業によって新たなチームに所属変更する場合を含む)した選手については、移籍先のチームにて未消化の出場停止処分を消化するものとする。

〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕

第7条 第4条の規定にかかわらず、出場停止処分の消化に関するJリーグにおける取扱いについては、別途Jリーグが定めるところによる。

〔複数のチームで競技会に出場する場合の退場による公式試合の出場停止処分の消化〕

第8条 選手等が、退場による公式試合の出場停止処分を受けたチームでその処分を消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引続き出場停止の効力が残存するものとする。
ただし、退場による公式試合の出場停止処分が1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場することができる。

<処分消化事例一覧>

▼：退場による公式試合の出場停止

× 1：処分消化 1 試合目 × 2：処分消化 2 試合目 ○：試合出場

所属(登録)チーム	▼(1 試合)		× 1	○				
選抜チーム		○						

※選抜チームで処分を受けた場合も同様

所属(登録)チーム	▼(2 試合)				× 1	× 2	○	
選抜チーム		× 1	× 2	○				

所属(登録)チーム	▼(2 試合)	× 1			× 2	○		
選抜チーム			× 2	○				

所属(登録)チーム					○			
選抜チーム	▼(2 試合)	× 1	× 2	○				

J (トップ)	▼(2 試合)			× 1			× 2	○
J (サテライト)		× 1			○			
J (ユース)			× 2			○		

〔試合が中止等となった場合の懲罰の消化〕

第9条 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。

2. 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。

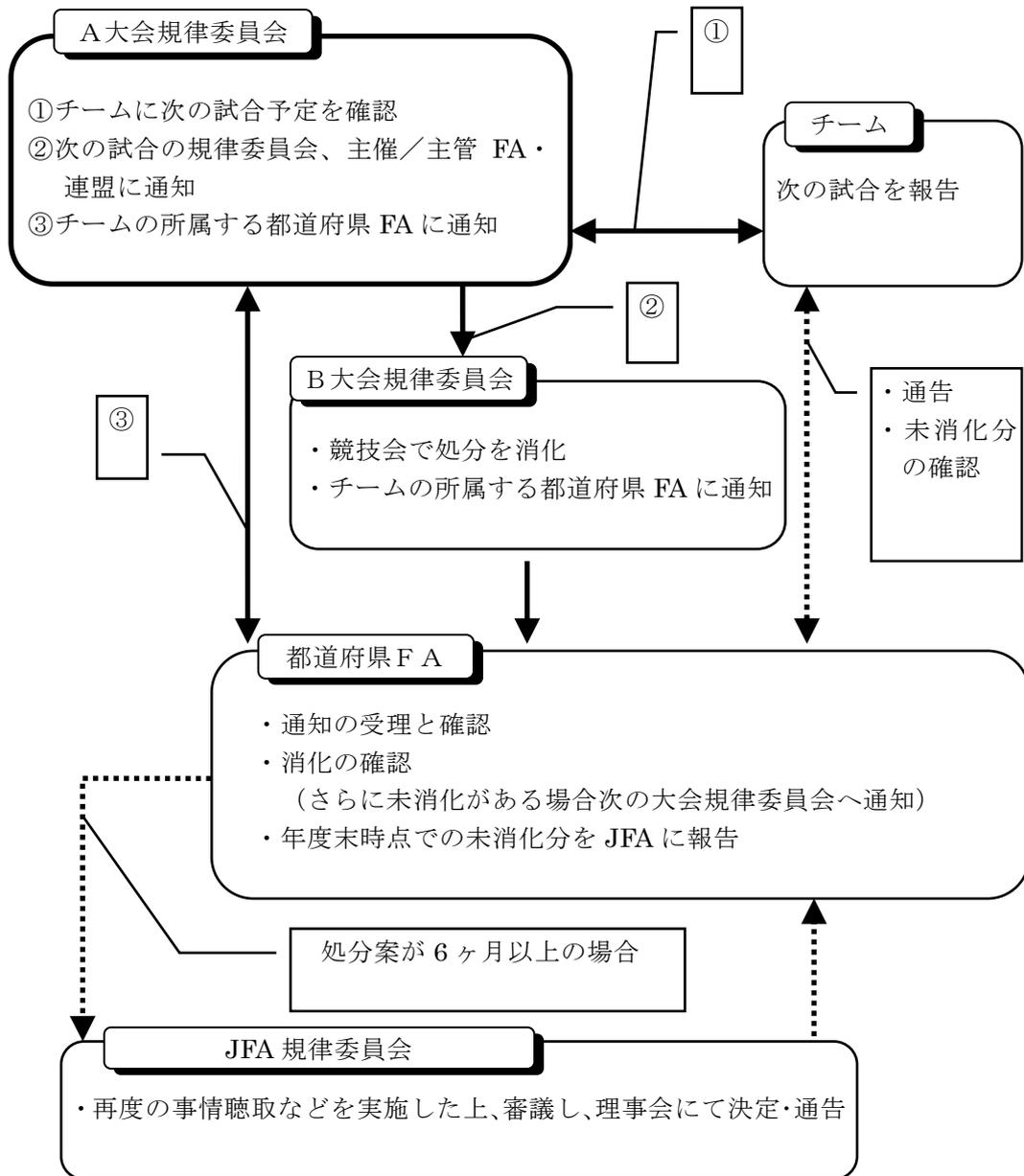
(1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。

(2) 再試合を実施しない場合および没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には両チームの受けた処分を有効とする。

3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

〔競技会終了時に未消化となった懲罰の管理〕

第10条 競技会で消化しきれなかった懲罰について、以下の流れに従って実施、管理する。



〔競技規則と懲罰基準の関係〕

第 1 1 条 競技規則及び懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準）の対比

〔警告〕

2004. 6. 20 訂正

	競技規則	懲罰基準
1	反スポーツ的行為を犯す	1-1 (5) 不正な行為
		1-1 (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
		1-1 (7) 戦略的な行為（露骨なハンド等）
		1-1 (9) その他スポーツマンらしくない行為 （観客への無礼な仕種、 差別発言その他の差別的行為等を含む）
2	言葉または行動によって異議を示す	1-1 (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
		1-1 (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
3	繰り返し競技規則に違反する	1-1 (1) 反則行為
4	プレーの再開を遅らせる	1-1 (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ等）
5	コーナーキック、またはフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1 (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ等）
6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、または復帰する	1-1 (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1 (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
※	ラフプレー（上記 7 項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている）	1-1 (2) 危険な行為

〔退場〕

2004. 6. 20

	競技規則	懲罰基準	懲罰
1	著しく不正なプレーを犯す	2-1(1) 著しい反則行為	最低 1 試合
2	乱暴な行為を犯す	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-5 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低 4 試合および罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）	最低 6 試合および罰金
		2-6 主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 1 2 ヶ月および罰金
3	相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける	2-1(3) 乱暴な行為	最低 1 試合
		2-2 選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-3 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）	最低 6 試合および罰金
		2-6 主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 1 2 ヶ月および罰金

4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かっていて相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4	主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6)	警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低 1 試合
		2-1(8)	戦略的な行為を繰り返す	最低 1 試合

(参考資料) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等
 - ・ X県選手権P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム)、a対f
2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件
 - ・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃
 - ・ X県総合競技場、芝生(一部はげ)、前日の雨により滑りやすかった
3. 案件に関わった人の名前、所属等
 - ・ 主審; R(チームr、3級)、副審; S(チームr、4級)、T(チームr、3級)
 - ・ A選手(チームa)、F選手(チームf)
 - ・ 会場責任者(等の客観的第三者); M(X県P地区社会人連盟事務局)
4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)
 - ・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)
5. 案件の客観的事実とそれを確認した人
 - ・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)
 - ・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)
 - ・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい
6. 事情聴取を実施した日付等
 - ・ 事情聴取担当者; N(X県規律委員長)、O(同委員)、P(同委員、P地区規律委員長)
7. 事情聴取の結果
 - ・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する
 - ・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する
 - ・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する
8. 処分案
 - ・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、日本協会理事会が最終決定を行う
 - ・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する
9. その他の特記事項
 - ・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する

第 1 3 章 スポーツ仲裁裁判所（C A S）

〔スポーツ仲裁裁判所（C A S）〕

- 第 2 3 6 条 本協会は、本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者）、ライセンスを付与された試合エージェント及び選手エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したC A Sを承認する。
2. C A Sスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。C A Sは、F I F Aの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

〔C A Sの管轄〕

- 第 2 3 7 条 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から 2 1 日以内にC A Sに提起されるものとする。
2. C A Sへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、C A Sに対してなされることができる。
3. C A Sは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。
- (1) 競技規則の違反
 - (2) 4 試合以下又は 3 ヶ月以内の出場停止
 - (3) 本協会又はA F Cの規則に基づき認められた、独立のかつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることのできる決定
4. 不服申立は、第 1 項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、C A Sは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。

第 1 4 章 ドーピングの禁止

〔ドーピングの禁止〕

第 2 3 8 条 本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピング検査を実施する。

2. ドーピングに関する事項は、理事会が別途制定するドーピングの防止に関する規程の定めるところによる。

〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）〕

第 2 3 9 条 本協会は、前条第 1 項のドーピング検査を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第 1 5 章 改正

〔改 正〕

第 2 4 0 条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第 1 6 章 附則

〔施行〕

第 2 4 1 条 本規程は、2 0 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

〔改正〕

2 0 1 2 年 4 月 1 2 日

2 0 1 2 年 5 月 1 0 日（2 0 1 2 年 6 月 1 日施行）

2 0 1 2 年 7 月 1 2 日